

令和6年（家）第■■■■号 性別取扱変更家事審判事件

申立人 ■■■■

補充書面 1

（法律上同性のカップルの法的保障をめぐる 国内外の動向）

2024（令和6）年10月15日

京都家庭裁判所第1審判係 御中

申立人手続き代理人 弁護士 仲 晃 生
ほか

第1 はじめに

本件規定は、配偶者のいるトランスジェンダーが法的な性別取扱いを性自認や社会生活の実態にあわせ変更した結果、法律上の性別が同性どうしの者が婚姻関係にある状態になることを防ぐ目的で、事実上、配偶者のいるトランスジェンダーに離婚を強要するものである。

しかし、国際人権法上、性自認及び性的指向に基づく差別は許されず、性自認及び性的指向に基づく差別の解消は国家に課せられた義務である。法律上同性のカップルに婚姻を保障することも、揺るぎない世界的潮流となっている。国内においても、地方自治体や法律家団体、学術団体等の諸機関が、法律上同性のカップルが婚姻制度を利用できるよう求めて意見表明をしており、世論調査でも多くの市民が法律上同性のカップルの婚姻制度利用を肯定・希望している。

このような観点からも、本件規定により、法的性別取扱い変更を実現するためには離婚をしなければいけないという二者択一を迫ることが重大な人権制約であること、および、同性婚状態を防ぐという本件規定の立法目的には正当性はないことが裏付けられる。すなわち、本件規定が違憲無効であることがよりいっそう裏付けられる。

本書面では、まず、「第2」及び「第3」において、法律上同性のカップルの家族としての保護に関する、国際人権法上の進展について述べる。

「第4」では、日本が法律上同性のカップルを家族として保護する法制度を整備しないことが、国際人権法上の義務に反するものであることを述べる。

そして、「第5」では、日本国内における動向を整理する。

第2 日本に対する勧告及びその内容の進展

1 条約機関からの勧告の進展

(1) 同性カップルの法的保護に関する相次ぐ勧告

2008（平成10）年10月、自由権規約委員会から日本に対する第5回審査における総括所見が公表された（甲F7）。同所見において、法律上同性のカップルの人権状況について懸念が示され、差別禁止の事由に性的指向を含めるよう法律を改正することを検討すべきであり、自由権規約26条についての解釈に沿って、公営住宅へのアクセス等の便益に関し、法律上同性のカップルに対して、事実婚状態にある法律上異性のカップルに付与されている便益と同等の便益が付与されることを確保する措置を講じるべきだとの勧告がなされた。

2013（平成25）年5月に公表された社会権規約委員会から

日本に対する総括所見（甲F10）や、2014（平成26）年8月に公表された自由権規約委員会から日本に対する第6回審査における総括所見（甲F11）においても、同様の懸念と勧告が述べられた。

すなわち、2008年以降、日本に対して、法律上同性のカップルが何らの法的保障もない状態にあることについて国際人権上の懸念が相次いで示されるようになっていた。

（2）法律婚へのアクセスについての勧告

その後、2022（令和4）年10月に自由権規約委員会による第7回審査が実施され、同年11月に総括所見が公表された。この中で、日本に対し、下記表1のと通りの勧告がなされた（甲F15）

表1

<p>10. 委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別と闘い、平等な取扱いに関する啓発をするために締約国がとった措置に留意する。しかしながら、委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別を禁止する明示的な法律が存在しないことに懸念を抱いている。さらに、<u>レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍の性別の変更、法律婚へのアクセス及び矯正施設での扱いにおいて差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている（第2条及び第26条）。</u></p> <p>11. 委員会の従前の勧告に沿って、締約国は以下のことを行うべきである。</p> <p>(a) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化する</p>
--

こと。

(b) 同性カップルが、公営住宅へのアクセスや同性婚を含む、規約に定められているすべての権利を、締約国の全領域で享受できるようにすること。

(以下、省略)

(下線部分はいずれも申立人代理人による。)

前記のとおり、自由権規約委員会による第5回審査、第6回審査までは、公営住宅へのアクセス等事実婚と同等の権利の保障を勧告するにとどまっていた。しかし、第7回審査では、上記下線箇所から明らかなどおり、従来の勧告内容に加え、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスを認めるための措置を講じることが明示的に勧告された。

勧告で引用されている「(第2条及び第26条)」、「同性婚を含め、規約に規定されたすべての権利」といった文言から読み取れるように、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスは自由権規約2条及び26条に基づく自由権規約上の権利であり、締約国がそのための措置を講じることが条約上の義務であるとの理解が前提とされている。

すなわち、自由権規約委員会は、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスを確保する措置を講じる条約上の義務を、締約国である日本が負っていることを明確に示した。国際人権法上、極めて重要な進展であり、日本の裁判所が憲法解釈の前提とすべき事情である。

2 国連人権理事会の普遍的定期審査における勧告

国際人権法上の義務の履行確保のその他の手段として、上記「1」で述べた条約委員会の審査のほか、国連人権理事会の普遍的定期審査がある。

日本に対しては、2008（平成20）年5月（第1回、甲F6）および2012（平成24年）年10月（第2回、甲F9）、2017（平成29）年11月（第3回、甲F14）、2023（令和5）年1月31日（第4回、甲F16）と4回の普遍的定期審査が実施されてきた。

日本は、第1回審査から継続して、性的指向や性自認に基づく差別の禁止と法的保護を強化するよう明示的に勧告を受けている。

第3回審査では、スイスやカナダの2か国から、法律上同性のカップルの婚姻を承認することを明示的に勧告された（甲F14）。

第4回審査でも、下記表2のとおり、日本に対し、性自認及び性的指向に基づく差別の法的な禁止等が勧告された。法律上同性のカップルの婚姻を承認することを明示的に勧告した国は、アメリカ、メキシコ、カナダ、デンマーク、アイスランドの5か国、婚姻類似の制度の導入を勧告した国は、アルゼンチン、オーストリア、アイルランド、ニュージーランドの4か国あった。上述の第3回審査と比較して、法律上同性のカップルの婚姻の承認又は婚姻類似の制度の導入を勧告した国は大幅に増加した。

表2

6.266 性的指向、性自認と性表現、性的特徴に基づく保護をはじめとする包括的な差別禁止法令を可決し、同性婚 (same-sex marriage) の法的承認を行う（米国）。

6.267 性的指向及び性自認に基づく差別に関するものをはじめとす

- る包括的な差別禁止法令を採択する（チェコ）。
6. 268 人種、性的指向、性自認、性徴、その他に基づく差別を禁止する包括的かつ執行可能な差別禁止法令を制定する（ベルギー）。
6. 269 特に性同一性障害者特例法の改訂を通じて、性的指向及び性自認に関わらず人々の権利を促進し保障する法令を採択する（ウルグアイ）。
6. 270 法定年齢に達した同性同士の合意に基づく人的結合関係 (consensual union)に対する市民権を承認する法的枠組を採択する（アルゼンチン）。
6. 271 性的指向及び性自認に基づく法的差別を禁止し、同性婚 (same-sex marriage)を承認し、強制不妊手術を視野に入れた性同一性障害者特例法は廃止する（メキシコ）。
6. 272 LGBTI の人々の権利を保護・促進し、同性間の人的結合関係 (same-sex marriage)を国家レベルで保護・承認する包括的な差別禁止法令の施行を目指す（オーストリア）。
6. 273 性的指向及び性自認に基づく差別を無くし、同性パートナーシップ (same-sex partnerships)を国家レベルで承認し、同性婚 (same-sex marriage)を許可するための取り組みを促進していく（カナダ）。
6. 274 性的指向に基づく差別に対処するための措置を講じ、同性婚 (same-sex marriage)を国家レベルで認可する（デンマーク）。
6. 275 LGBTI コミュニティの人々に対する差別を禁止する（ドイツ）。
6. 276 同性婚 (same-sex marriage)を合法化する（アイスランド）。
6. 279 差別禁止法令を制定することによって、同性カップルを含む家族に対する差別をはじめ、性的指向及び性自認に基づくあらゆる差別を撤廃していく（アイルランド）。

6. 280 人種、民族、性的指向、性自認に基づく差別を禁止するため、ヘイトスピーチ禁止法令の適用範囲を拡大する（オーストラリア）。
6. 281 性的指向及び性自認についての第三者による無断開示など、プライバシーへの恣意的または不法な干渉から LGBTI の人々を保護する法令の制定を検討する（マルタ）。
6. 282 性同一性障害者特例法の改訂や、同性間のパートナーシップ (same-sex partnerships) を 異性間のパートナーシップ (opposite-sex partnerships) と同等の条件に基づいて合法化するなど、性的指向及び性自認に基づく差別に対処するための措置を講じる（ニュージーランド）。
6. 283 差別、嫌がらせ、ヘイトスピーチに対する法的措置の強制執行メカニズムを確立し、効果的な治療や救済へのアクセスをはじめ、女性や LGBTIQI や少数派の人々が社会や政治に完全かつ平等に参加できるようにする（ノルウェー）。
6. 284 性的指向及び性自認に基づくあらゆる差別を撤廃し、新たに設立された全国的な平等機関による差別禁止法令の制定をもって明文化する（南アフリカ共和国）。
6. 285 レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックスの人々に対する差別をなくすための措置を引き続き採択していく。特に治安部隊内での啓蒙キャンペーンや、それらの人々に対する差別や暴力行為の調査及び処罰を強化していく（ドミニカ共和国）。

（下線部分はいずれも申立人代理人による。）

第3 法律上同性のカップルの法的保障の国際人権法上の位置づけの変化と国際人権法上の日本の義務

1 はじめに

自由権規約をはじめとする国際人権法上、性自認及び性的指向に基づく差別は許されず、性自認及び性的指向に基づく差別の解消は国家に課せられた義務である。この性自認・性的指向に基づく差別の禁止／差別を解消する国家の義務は、法律上同性のカップルの法的保障にも及ぶ。

2000年代には、法律上同性のカップルに対し、少なくとも法律上異性のカップルの事実婚と同等の権利保障をすることが国家の義務であると理解されたが、2010年代には、法律上同性のカップルが家族生活を実効的に営めるよう法制度を含めた適切な措置をとることが国家の義務であるとの理解へ進展した。そして近年では、婚姻としての保護を与えることが国家の義務であるとの理解が有力となり、自由権規約委員会がその立場から日本を含む締約国に対し勧告を行うに至っている。

これらの経過と、国際人権法上の根拠について述べる。

2 事実婚としての権利保障の確立

自由権規約第26条は、平等及び差別禁止と差別からの保護を定める。同条を根拠として、以下のとおり、事実婚としての保障を締結国に義務づける判断がなされてきた。

タスマニア州のソドミー処罰規定が問題となった1994年（平成6年）のトゥーネン対オーストラリア事件（甲F3）において、自由権規約委員会は、同条の「性（sex）」には性的指向も含まれ、同条が性的指向に基づく差別も禁止していることを初めて言及した。

また、遺族年金受給資格の法律上異性のカップルへの限定が問題となった2003年（平成15年）のヤング対オーストラリア事件（甲

F 4)において、自由権規約委員会は、社会保障受給資格に関しても、この性的指向に基づく差別が問題となることを明示し、同居している法律上異性のカップルに認められる社会保障の受給資格が同居している法律上同性のカップルに認められない場合には、その「合理的かつ客観的な理由」を国家の側が立証しなければならないところ、締約国であるオーストラリアはこれについて説明していないとして、オーストラリアが申立人の性的指向に基づいて申立人への年金支給を拒否したことは自由権規約26条に反すると結論づけた。

同じく法律上同性のパートナーの遺族年金受給権が問題となった2007年（平成19年）のX対コロンビア事件において、自由権規約委員会は、婚姻・非婚姻の区別ではなく、法律上同性のカップルと法律上異性のカップルの区別の問題、すなわち性的指向に基づく区別であることを指摘した上で、締約国であるコロンビアが婚姻していない法律上異性のカップルに資格を与え、同じく婚姻していない法律上同性のカップルにそれを与えないという区別を行う合理的かつ客観的理由についていかなる理由も説明していないため、自由権規約26条が禁止する性的指向に基づく差別であると判断した（甲F4・152頁）。

自由権規約委員会のこれらの判断により、2000年代には、法律上同性のパートナー関係に対し、少なくとも婚姻していない法律上異性のパートナー関係と同等、すなわち、事実婚と同等の保障をしないことは、性的指向等に基づく差別にあたり、自由権規約26条に違反し許されないとの理解が確立した（甲F2・154～155頁参照）。

3 法律上同性のカップルが家族生活を実効的に営めるよう法制度を含めた適切な措置をとることが国家の義務であるとの理解の確立

(1) ジョグジャカルタ原則

2006年（平成18年）11月、元国連人権高等弁務官をはじめとする国連人権機関などの専門家が国際文書「ジョグジャカルタ原則」を採択した。このうち、原則24は、法律上同性のカップルが家庭を形成する権利を有すること、その実現のため国家が立法的、行政的措置を講じる義務があることを明確に述べた。

ジョグジャカルタ原則には法的拘束力はないものの、重要な文書として参照されている。

（2）自由権規約17条

その後、2010年代に、自由権規約17条の解釈として、同条にいう「家族」には法律上同性のカップルも含まれ、同条に基づき、法律上同性のカップルには家庭を形成する権利があり、国は、法律上同性のカップルが家族生活を実効的に営めるよう法制度を含めた適切な措置をとる積極的義務を負うとの理解が確立した。

すなわち、自由権規約17条は私生活及び家族生活の尊重を受ける権利を定めるが、当該権利を保障するため、締約国は、同条に基づき、家族生活に不当に介入しない義務（消極的義務）だけでなく、家族生活が実効的に営めるよう法制度を含めた適切な措置をとる義務（積極的義務）を負うと理解されている。家族生活の尊重には、国家が家族の在り方について不介入を貫き通すだけでなく、家族内の不均衡な関係の是正や生活するための制度上の保護等、一定の国家の介入が必要になるからである（甲D24の2・2～3頁）。

そして、自由権規約17条にいう「家族」には法律上同性のカップルも含まれるという理解が確立している。かつてはこれを否定する見解が一般的であったが、今日では法律上異性のカップルと同様、法律上同性のカップルは安定的・協力的な関係性を築いており、法律上同性のカップルを家族の概念から排除することは表層的であり、

不適切であると考えられている。

例えば、性別による婚姻の制限の権利侵害性について争われた 2010（平成 22）年のシャルク・コップ対オーストリア事件判決において、ヨーロッパ人権裁判所は、法律上同性間のパートナー関係が、自由権規約 17 条に相当するヨーロッパ人権条約 8 条にいう「家族生活」に該当しないとの従来解釈は、今日の法状況に照らせば表層的であり、法律上異性間のパートナー関係と同様に家族生活に該当するとの判断を示した。法律上同性間のパートナー関係が「家族生活」に該当することは、ヨーロッパ人権裁判所による 2013（平成 25）年のヴァリアナトスほか対ギリシャ事件判決でも認められている（甲 D 24 の 2・脚注 6）。

自由権規約 17 条にいう「家族」には法律上同性のカップルも含まれる以上、当然の結論として、同条に基づき導き出される国家の積極的義務に、法律上同性のカップルが利用可能な法制度の構築が含まれるという解釈も確立している。

その例として、ヨーロッパ人権裁判所による 2015（平成 27）年のオリアリほか対イタリア事件判決が挙げられる。当時のイタリアは、国レベルで法律上同性のカップルの婚姻やシビル・ユニオンを認める法制度が存在しないものの、自治体レベルでのパートナーシップ認証制度や法律上同性のカップルの法的利益を法律上異性のカップルの事実婚に準じて認める判決があり、まさに、現在の日本と類似の状況にあった。ヨーロッパ人権裁判所は、個別法による保障や裁判による解決は安定的に法律上同性のカップルに保護を与えるものではなく、法律上同性のカップルは法制度による保障を受ける利益を有していること、また、法制度の構築は法律上同性のカップルを受容する社会の意識を醸成すること等から、国レベルの法制

度が構築されていない当時のイタリア法の現状を自由権規約 17 条に相当するヨーロッパ人権条約 8 条に違反すると認定した（甲 D 24 の 3・3～4 頁）。

（3）小括

上記の判例や勧告的意見等を通じて、2010 年代には、自由権規約 17 条の解釈として、同条にいう「家族」には法律上同性のカップルも含まれること、及び、締結国は、同条に基づき、法律上同性のカップルが家族生活を実効的に営めるよう法制度を含めた適切な措置をとる義務を負うことが、自由権規約の解釈として確立した。

4 法律上同性のカップルに対し婚姻としての法的保護を与えることが国家の義務であるとの理解の広まり

（1）はじめに

上記「2」及び「3」で述べたとおり、国際人権法上、法律上同性のカップルの家族としての法的保護に関し、2000 年代には、各国には事実婚と同等の権利保障をする義務があるとの理解が確立した。そして、2010 年代には、各国には法律上同性のカップルが家族生活を実効的に営めるよう法制度を含めた適切な措置をとる義務があるとの理解が確立した。

近年では、さらに、法律上同性のカップルが利用可能な婚姻制度を構築することも国家の義務であるとの見解が有力となり、自由権規約委員会がその見解に立って日本等の締約国に対し勧告を行うに至っている。

（2）米州人権裁判所の勧告的意見

法律上同性のカップルが利用可能な婚姻制度を構築することも国家の義務であるとの見解の例として、コスタリカからの諮問に対し

て米州人権裁判所が提出した2017年（平成29年）の勧告的意見が挙げられる。

コスタリカからの諮問は2件あり、うち1件は、米州人権条約上の家族生活の尊重を受ける権利（同条約11条2項）等の解釈に関するものであった。同条約11条2項は、自由権規約17条に相当する条文である。この諮問に対し、米州人権裁判所は、同勧告的意見の中で、家族が人間の最も基本的な欲求と願望から生まれた社会制度であり、（同 para. 176）その概念は時代とともに変化し、進化すると指摘し（同 para. 177）、家族の定義は伝統的な概念によって制限されるべきではないとの立場を明らかにした（同 para. 178）。そして、米州人権条約が男女の結びつきによる家族だけでなく、広い意味での家族を保護しており（同 para. 179）、そこには協力と相互支援を典型的な特徴とする永続的な感情的絆によって構築しうる家族関係にある法律上の同性カップルも含まれるとして（同 para. 191）、法律上同性のカップルが、米州人権条約11条2項の家族生活の尊重を受ける権利を享有する関係性であることを認めた。

コスタリカのもう1件の諮問は、法制度の構築に関する解釈についてであり、コスタリカは、法律上同性のカップルの自由かつ完全な権利享有（同条約1条1項）のために、いかなる法制度の構築が条約の下で義務付けられているかを諮問した。同条約1条1項は、自由権規約2条1項に相当する条文である。

この諮問に対し、米州人権裁判所は、上記勧告的意見において、国家に課せられる積極的義務は、既存の法制度を法律上同性のカップルに拡張することで最も簡潔かつ効果的に満たすことができ（同 para. 218）、その際、社会的合意の欠如や宗教・信条に基づく反対、限定的な文言解釈、生殖の不可能性に基づく制限は、厳格審査に耐

えうる理由ではなく（同 paras. 219-223）、法律上同性のカップルに別の制度を設けることは、差異やスティグマ化または見下しに繋がり、異性愛規範（heteronormativity）に基づく固定観念による区別は差別であり条約違反にあたると解釈し（同 para. 224）、婚姻を法律上同性のカップルに認めることは、歴史的に抑圧されてきた手段に平等な尊厳を認めることと位置づけた（同 para. 225）。さらに、仮に別の制度が選択されるとしても、それは過渡的なものと認識すべきであり、差別なき権利享有のためには、法律上同性のカップルに対して国内法にあるすべての法制度へのアクセスを認めることにより、平等で同等の権利を確保する義務があると結論づけた（同 paras. 226-228）（甲 D 2 4 の 2 ・ 5 ～ 7 頁、甲 F 1 8 の 1 ～ 2、甲 D 2 5）。

（3）定期審査における勧告

上述のとおり、国連人権理事会の普遍的定期審査においても、法律上同性のカップルの婚姻を国レベルで承認するよう日本に対し勧告する国々が増えている。

（4）国連事件高等弁務官報告書

2015（平成27）年5月の国連人権高等弁務官の報告書では、日本を含む加盟国に対し、性的指向や性自認に基づく差別解消措置として、法律上同性同士の関係性やその子どもたちに法律上異性間の婚姻と等しい保障を与えることが明示的に勧告された（甲 F 1 2）。

（5）自由権規約委員会総括所見

前述のとおり、2022年（令和4年）11月に公表された第7回審査における総括所見の中で、自由権規約委員会は、日本に対し、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスは自由権規約2条及び26条に基づく自由権規約上の権利と位置づけた上で、法律上同性

のカップルの法律婚へのアクセスを認めるための措置を講じることを明示的に勧告した（甲 F 1 5 の 1 ・ 3 頁、F 1 5 の 2 ・ 4 頁）。

自由権規約委員会は、自由権規約に基づき、同規約の実施を監督するために設置された機関であり、その自由権規約委員会から、自由権規約 2 条及び 2 6 条に基づき、締約国である日本が、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスを確保する措置を講じる条約上の義務を負っていることが明確に示されたことは、国際人権法上、婚姻としての保護を与えることが国家の義務であるとの理解が確立していることを示すものである。

5 法律上同性のカップルの婚姻の法制化等

現に、上記の理解と呼応するように、法律上同性のカップルを婚姻制度で家族として保護する国は年々増加している。別表「国内外の動き」の黄色い色をつけた部分が、他国による同性婚実現（施行予定の立法も含む）である。

既に 3 7 か国が法律上同性のカップルの法律婚を実現しており、さらに、立法が成立し 2 0 2 5 年 1 月に施行予定のリヒテンシュタインとタイを含めると 3 9 か国にのぼる（甲 F 1）。

6 日本の義務

上述のとおり、国際人権法上、婚姻の性別制限を撤廃し、法律上同性のカップルが利用可能な婚姻制度を構築することが国家の義務であるという見解が有力である。2 0 2 2 年（令和 4 年）1 1 月に、自由権規約の実施の監督機関である自由権規約委員会が、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスは自由権規約 2 条及び 2 6 条に基づく自由権規約上の権利と位置づけた上で、日本に対し、法律上同性の

カップルの法律婚へのアクセスを認めるための措置を講じることを明示的に勧告したのは、有力な見解に一致するものである。

日本は、1979（昭和54）年に自由権規約に留保を付けずに批准しており、締結国として自由権規約を遵守する責任を負う。したがって、自由権規約上、法律上の同性カップルに対して事実婚としての法的保護を与えることに加えて、家族としての法的保護を与えるために必要な措置を講じる義務を当然に負う。

そして、自由権規約をはじめとする人権条約の義務の名宛人である締約国には、国家機関としての裁判所も当然に含まれる。憲法解釈にあたって自由権規約・社会権規約を十分参照しなければいけない。このことは憲法98条の2項でも明文的に確認されている。

本件では、司法府は、自由権規約上、法律上同性のカップルが婚姻制度を利用できるようにすることが日本の義務であることを大前提として、憲法判断を行わなければいけない。すなわち、本件規定は、国際人権法上の義務違反状態と整合させるという目的で、配偶者のいるトランスジェンダーに離婚を事実上迫るものであり、国際人権法上の観点からも正当性がないと判断されなければいけない。

第4 国内の動向

別表「国内外の動き」に整理したとおり、国内においても、数多くの自治体や、弁護士会、経済団体、学術団体などがいわゆる同性婚の実現を要請している。各種の世論調査でも、同性婚の実現に賛成する回答の割合が年々増加している。

既に、日本社会において、家族として暮らす同性カップルらの存在は認知され、承認されており、法律上の性別が同じであることを根拠に婚姻制度から排除することの不当性もまた、社会的に認知され、問

題提起が相次いでいるといえる。

この点からも、法律上同性の者が婚姻状態になることを防ぐという本件規定の目的に正当性がないことは明らかである。申立人や、申立人と同じように配偶者のいるトランスジェンダーが法的性別取扱いを変更して、配偶者と同性どうしになったとしても、社会に混乱は生じない。むしろ、社会的な総意としては、同性どうしであっても法的保障を受け安心して暮らし続けられるようになることを希求している。

憲法判断にあたって、この重大な社会的事実も反映されなければいけない。

以上

別紙 関連する条約の規定集

1 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

（甲 A 7 8 4 - 1、同 7 8 4 - 2）

Article 2

1. Each State Party to the present Covenant undertakes to respect and to ensure to all individuals within its territory and subject to its jurisdiction the rights recognized in the present Covenant, without distinction of any kind, such as race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.
2. Where not already provided for by existing legislative or other measures, each State Party to the present Covenant undertakes to take the necessary steps, in accordance with its constitutional processes and with the provisions of the present Covenant, to adopt such laws or other measures as may be necessary to give effect to the rights recognized in the present Covenant.
3. Each State Party to the present Covenant undertakes:
 - (a) To ensure that any person whose rights or freedoms as herein recognized are violated shall have an effective remedy, notwithstanding that the violation has been committed by persons acting in an official capacity;
 - (b) To ensure that any person claiming such a remedy shall have his right thereto determined by competent judicial, administrative or legislative authorities, or by any other

- competent authority provided for by the legal system of the State, and to develop the possibilities of judicial remedy;
- (c) To ensure that the competent authorities shall enforce such remedies when granted.

第2条

- 1 この規約の各締約国は、その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束する。
- 2 この規約の各締約国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従って必要な行動をとることを約束する。
- 3 この規約の各締約国は、次のことを約束する。
 - (a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること。
 - (b) 救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること。
 - (c) 救済措置が与えられる場合に権限のある機関によって執行されることを確保すること。

Article 17

1. No one shall be subjected to arbitrary or unlawful interference with his privacy, family, home or correspondence, nor to unlawful attacks on his honour and reputation.
2. Everyone has the right to the protection of the law against such interference or attacks.

第17条

- 1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 すべての者は、1 の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

Article 26

All persons are equal before the law and are entitled without any discrimination to the equal protection of the law. In this respect, the law shall prohibit any discrimination and guarantee to all persons equal and effective protection against discrimination on any ground such as race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.

第26条

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

2 ヨーロッパ人権条約（甲A785-1、同785-2）

Article 8

1. Everyone has the right to respect for his private and family life, his home and his correspondence.
2. There shall be no interference by a public authority with the exercise of this right except such as is in accordance with the law and is necessary in a democratic society in the interests of national security, public safety or the economic well-being of the country, for the prevention of disorder or crime, for the protection of health or morals, or for the protection of the rights and freedoms of others.

第8条

- 1 すべての者は、その私的および家族生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する。
- 2 この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、また、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外の

いかなる公の機関による介入もあってはならない。

3 米州人権条約（甲A786-1、同786-2）

Article 1. Obligation to Respect Rights

1. The States Parties to this Convention undertake to respect the rights and freedoms recognized herein and to ensure to all persons subject to their jurisdiction the free and full exercise of those rights and freedoms, without any discrimination for reasons of race, color, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, economic status, birth, or any other social condition.
2. For the purposes of this Convention, "person" means every human being.

第1条 権利尊重義務

- 1 この条約の締約国は、ここに承認された権利及び自由を尊重し、並びに、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、民族的又は社会的出身、経済的地位、門地、若しくはその他の社会的条件によるいかなる差別もなく、その管轄下にあるすべての人に対して、これらの権利及び自由の自由かつ完全な行使を確保することを約束する。
- 2 この条約において、「人」とはすべての人間をいう。

Article 11. Right to Privacy

1. Everyone has the right to have his honor respected and his

dignity recognized.

2. No one may be the object of arbitrary or abusive interference with his private life, his family, his home, or his correspondence, or of unlawful attacks on his honor or reputation.
3. Everyone has the right to the protection of the law against such interference or attacks.

第 1 1 条 プライバシーの権利

- 1 何人も、その名誉を尊重され、その尊厳を認められる権利を有する。
- 2 何人も、私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは侮辱的に干渉され、又は名誉若しくは信用を不法に攻撃されない。
- 3 何人も、そのような干渉又は攻撃から法的に保護される権利を有する。
- 4 ジョグジャカルタ原則（甲 A 3 3 - 1、同 3 3 - 2、甲 A 7 8 7）

Principle 24

The Right to Found a Family

Everyone has the right to found a family, regardless of sexual orientation or gender identity. Families exist in diverse forms. No family may be subjected to discrimination on the basis of the sexual orientation or gender identity of any of its members.

States shall:

- a) Take all necessary legislative, administrative and other measures to ensure the right to found a family, including through access to adoption or assisted procreation (including donor insemination), without discrimination on the basis of sexual orientation or gender identity;
- b) Ensure that laws and policies recognise the diversity of family forms, including those not defined by descent or marriage, and take all necessary legislative, administrative and other measures to ensure that no family may be subjected to discrimination on the basis of the sexual orientation or gender identity of any of its members, including with regard to family-related social welfare and other public benefits, employment, and immigration;
- c) Take all necessary legislative, administrative and other measures to ensure that in all actions or decisions concerning children, whether undertaken by public or private social welfare institutions, courts of law, administrative authorities or legislative bodies, the best interests of the child shall be a primary consideration, and that the sexual orientation or gender identity of the child or of any family member or other person may not be considered incompatible with such best interests;
- d) In all actions or decisions concerning children, ensure that a child who is capable of forming personal views can exercise the right to express those views freely, and that such views

are given due weight in accordance with the age and maturity of the child;

- e) Take all necessary legislative, administrative and other measures to ensure that in States that recognise same-sex marriages or registered partnerships, any entitlement, privilege, obligation or benefit available to different-sex married or registered partners is equally available to same-sex married or registered partners;
- f) Take all necessary legislative, administrative and other measures to ensure that any obligation, entitlement, privilege or benefit available to different-sex unmarried partners is equally available to same-sex unmarried partners;
- g) Ensure that marriages and other legally-recognised partnerships may be entered into only with the free and full consent of the intending spouses or partners.

原則 2 4 家庭を形成する権利

すべての者は、性的指向または性別自認にかかわらず、家庭を形成する権利を有する。家庭はさまざまな形態で存在している。いかなる家族も、家族を構成するいずれの者の性的指向または性自認にもとづいて、差別されない。

国家は、

- (a) 性的指向や性自認による差別を受けずに、家族を形成する権利を確保するために必要となるあらゆる立法上、行政上その他の措置（養子縁組へのアクセス、人工授精その他の生殖補助を含む）を講じ

る。

- (b) 法律や政策が、家族の形態（血縁や結婚によって定義されないものを含む）の多様性を承認することを確保し、家族に関する社会保障その他の公共的便益、雇用や移民に関するものを含め、家族がその構成員の性的指向や性自認による差別を受けないことを確保するために必要となるあらゆる立法上、行政上その他の措置を講じる。
- (c) 子どもに関するあらゆる行動又は決定において、それが公的あるいは私的な社会福祉機関によるものであるか、司法、行政当局、立法機関によるものであるかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一義的に考慮され、かつ、子ども、家族のその他の構成員又はその他の者の性的指向又は性自認が当該最善の利益と両立しないとみなされないことを確保するために必要となるあらゆる立法上、行政上その他の措置を講じる。
- (d) 子どもに関するあらゆる行動又は決定において、自らの意見を形成することができる子どもがその意見を自由に表明する権利を行使できること、並びに、子どもの年齢及び成熟度に応じてその意見が正当に尊重されることを確保する。
- (e) 同性結婚や登録パートナーシップ制度が承認されている国において、婚姻又は登録された異性のパートナーが利用できる、あらゆる資格、特権、義務又は利益が、婚姻又は登録された同性のパートナーにも等しく利用可能であることを確保するために必要となるあらゆる立法上、行政上その他の措置を講じる。
- (f) 異性の未結婚のパートナーが利用できる義務、資格、特権や利益を同性の未結婚のパートナーも平等に利用できるようにするために必要となるあらゆる立法上、行政上その他の措置を講じる。
- (g) 結婚や法的に承認されたその他のパートナーシップは、意図する配

既婚を理由に法的性別取扱い変更を認めないのは違憲！「なんでうちらが離婚せなあかんの？」裁判
【メディア提供・CALL4 掲載用に個人情報や文献の引用箇所を適宜マスクング・省略しています】

偶者またはパートナーの自由かつ完全な同意がある場合にのみ成立
することを保障する。